

平成 2 4 年 1 月 1 9 日開会

平成 2 4 年 1 月 1 9 日閉会

平成 2 4 年

第 1 回臨時会会議録

小豆島町議会

平成24年第1回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第1号

平成24年第1回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年1月10日

小豆島町長 塩田幸雄

記

- 期 日 平成24年1月19日(木)
- 場 所 小豆島町役場 議場
- 付議事項(1) 谷尻白浜線災害復旧工事(2工区)に係る工事請負契約について
(2) 小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について
(3) 平成23年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)

開 会 平成24年1月19日(木曜日)午前 9時30分

閉 会 平成24年1月19日(木曜日)午前10時20分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	1月19日		
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇			
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝 太 郎			
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真 由 美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	後 藤 巧			
企画財政課参事課長	松 本 篤			
総 務 課 長	空 林 志 郎			
住民福祉課参事課長	宗 保 孝 治			
税 務 課 長	松 尾 俊 男			
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章			
保 険 事 業 課 長	島 田 憲 明			
介 護 事 業 課 長	岡 秀 安			
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎			
商 工 観 光 課 長	坂 東 民 哉			
才 力 課 長	城 博 史			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志			
池田総合窓口センター所長	村 口 佐 吉			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬			
社 会 教 育 課 長	大 下 淳			
介護老人保健施設事務長	(兼)岡 秀 安			
病 院 事 務 長	荘 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大江 正彦

議事日程

別紙のとおり

開会 午前9時30分

議長（秋長正幸君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

おはようございます。本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますようお願い申し上げます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る1月16日に開催しました議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

町長から今期臨時会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第1回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今年は私も町長に就任して3年目の年を迎えますので、小豆島町を元気にする本格的な取り組みを始めたいと思っております。現在、来年の予算編成の準備作業を進めておりますので、3月の議会においてご審議をいただきたいと思っております。

さて、本臨時会は契約案件1件、指定管理者の指定についての審議1件、補正予算1件の審議をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。以上、簡単ではございますが、今期臨時会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前9時02分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、10番渡辺慧議員、11番村上久美議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

## 日程第3 議案第1号 谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）に係る工事請負契約について

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、議案第1号谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第1号谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、1月13日に指名競争入札に付しました谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第1号谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）工事に係る工事契約についてご説明いたします。

議案集1ページをお願いいたします。

契約の目的といたしましては、谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）、契約の方法、指名競争入札による契約、3、契約の金額、5,932万5千円うち消費税が282万5千円となっております。契約の相手方といたしましては、香川県小豆郡小豆島町吉野129、浜元建設株式会社、代表取締役浜元二三雄となっております。

ページ3ページをごらんください。

こちらの工事につきましては、1月13日に指名競争入札の結果、1回目の入札で決まっております。

工期につきましては、今回の町の指定する日となっております。今議会で承認をいただいて後に町の指定する日となっております。ほで、至は年度末が近いんですけど、3月29日までとなっております。

工事の概要につきましてご説明いたします。

工事の概要といたしまして、1号箇所災害復旧延長L=54メートル、法面工といたしまして、張芝工でございます、514平米。擁壁工は、もたれ擁壁で63メートル。基礎工といたしまして、基礎捨石が100立米、被覆石254立米。仮設工といたしまして、工事用道路124メートルを施工いたします。

同じく、同一箇所の2号箇所の復旧延長L=31メートル、法止工は重力式擁壁で31.3メートル。安全施設工といたしまして、重力式擁壁の天端に高さ2メートルの落石防護柵を30メートル施工という道路復旧工事でございます。

指名業者は、記載の小豆島町内業者11社でございます。各社の税抜き入札金額も説明いたしておきます。

田村石材株式会社5,710万円、横にあります榊木村5,680万円、2段目の安井建設株式会社5,800万円、その横の榊矢田建設5,720万円、3列目、香川舗道5,810万円、秋田工業株式会社5,690万円、松本建設株式会社香川本社5,750万円、浜元建設5,650万円、榊竹本組5,700万円、高尾石材株式会社5,730万円、有限会社大和建设5,670万円でございます。この中で、一番安かった浜元建設と契約をしたいと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第2号 小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、議案第2号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第2号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について、小豆島町うちのみ漁師村条例第4条第2項の規定により合資会社寺下広告社を指定管理者に指定し、小豆島町うちのみ漁師村の管理及び運営を行わせることについて、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申

上げます。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 議案第2号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

上程議案集4ページをお願いします。

公の施設について指定管理者を指定することについては、地方自治法第244条の2第3項で条例の定めるところにより施設の管理を行わせることができるとあり、また第6項の規定により議決を得なければならないとされております。

議決を求めます項目は、公の施設の名称、小豆島町うちのみ漁師村、指定管理者の名称は合資会社寺下広告社、指定の期間につきましては平成24年4月1日から平成29年3月31日とするものでございます。

小豆島町うちのみ漁師村は、地域の特産物を販売することにより農林水産業の活性化と就労の場の拡大を図ることを目的に平成7年度に建設され、これまで内海漁業協同組合が管理を行ってきました。平成23年4月1日から5年間の指定期間で内海漁業協同組合が指定管理者として指定されていますが、平成23年8月19日付文書で指定管理者の指定解除の申し入れがあり、内海漁業協同組合には経営努力などによりできるだけ長く指定管理者として管理を行っていただくよう協議いたしましたが、継続することは困難であると認められたため、地方自治法第244条の2第11項及び小豆島町うちのみ漁師村条例第8条第1項の規定による指定の取り消しに伴い、小豆島町うちのみ漁師村条例第4条第2項の規定により、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。

さきの小豆島町うちのみ漁師村指定管理者選定審議会において、公の施設の指定管理者の選定を公募により選定することについて審議会の承認をいただき、応募があった2団体から審査を行い、候補者を選定した結果を受け、合資会社寺下広告社を小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者として指定しようとするものであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 幾つかお尋ねをいたします。

今の説明では漁業組合と昨年4月に5年間の契約をしたのに、その8月に解除の申し入れがあったと。そういう途中解除ができるのか、どういう条件になってるんかとか、そういうのはどういうふうになってるのかということと、経営不振ということですけど、もう少し詳しくその理由とその後の対応、やむを得ないと認めたと言われたんですけど、その後どういう形で漁師村をしていくという、そういう相談なり対応なりされたと思うんですけど、その中身を教えていただきたいと思います。

それと、この選定審議会では第4条の2に基づいて選定をしたということなんですけれども、管理を安定して行う能力を有していることってということで、それを判断する事業計画書の中身について詳しく説明をお願いしたいと思います。というのが、ここにやっぱり寺下広告社ということで、看板屋さんですよ、皆さんご存じの。そこがこういう畑違いとも言える土産物とか地域の特産物の販売の事業をするということは、今まで漁業組合がずっと一貫してやってきてそれがうまくいかなかったのに、そういう人がして大丈夫なのかという、そういう心配が町民にもあると思うんですけども、その辺の中身、事業計画がどういう中身だったのかということの説明をいただきたいと思います。

それと、それに関連というか、同じことになるかと思うんですけど、今回5年間指定をしてうまくやっていける見通しはどうなんかなという、そういう不安がすごいあるんですけども、その辺を町としてどういう、町民の財産である漁師村を健全に経営していくためにバックアップというか、そういうことは考えているのかどうか、その点をお願いします。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 漁協がなぜ取り下げをしたかというふうなことでございますけれども、今まで漁協につきましては黒字赤字を繰り返しながら経営を行ってまいりましたが、漁協が責任を持って指定管理者として運営していくという意向がございましたが、平成23年6月に組合長がかわりまして、年々売り上げも減少し、赤字が膨らんだことを重きに置いて役員等の協議の結果、取り下げの結果というふうになっております。

それと、経営内容ですけども、今まで漁協としましては売り上げが多いときは4千万円程度ありましたけれども、それがもう2千万円前後というふうに分少なくなってきております。それで、赤字黒字を繰り返しておるといようなことであります。

それで、そういう漁協の取り下げに対しまして、その後相談、対応ということでござい

ますけれども、町としましてもなるだけ長く指定管理者をしていただくというようなことから協議をいたしました。いろいろ経営等の改善等を行ってやっていただけないかという相談をしましたけれども、先ほど申し上げましたように組合長がかわったことによりまして、今までと考えが、赤字が膨らんだことを重きに置くと、また年々売り上げが下がるというようなことで、漁協の役員等の協議の中で取り下げという形になっております。

それと、審議会の4条の事業計画の中身としましては、寺下広告社につきましてはテイクアウトでの販売やそのほか小豆島ならではのお土産などを販売するというふうなことで計画をしております。そして、また5年間の見通しというふうなことでございますけれども、看板屋でどうなるんかというふうなことでございますけれども、審議会において審査基準等に基づき総合的に審査をいたしております。その審議会の結果を尊重し、寺下広告社を管理者として提案をいたしております。町としましても、安定した管理、運営ができるように今まで以上に細心の注意を払い監査やまた指導などを行っていきたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 漁師村の漁業組合の赤字っていうのはどれぐらいになっていたのでしょうか。規約の家賃はどういうふうになっていますか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 以前、多いときは200万円台ぐらいがございましたけれども、黒字赤字を重ねてきておりました。それが、現在は100万円程度と聞いております。

それと、あと使用料のほうでございますけども、58万2千円でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 先ほど担当課長のほうからも少し詳しい話がありましたが、事業計画そのものがこの審議する上で、議会の議決を経る上で資料としては大変不十分だというふうに思います。

この合資会社寺下広告社が、会社の定款の中で、この土産物販売等、海産物等の販売を含めてうたってるのかどうなのか。それと、そういうふうなことが資料として審議会の中でも出された上で、こういう結果を得たのかどうなのか。事業計画書が、やはり簡単に今説明があっただけで十分にこちらとしては判断できるに値する説明になってないかなというふうに思いますので、事業計画書の提出はしていただけますか、どうですか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 定款に土産物の販売等はうたっておるかということでございますけれども、今は看板屋でございますけれども、議会の議決を経て今後4月1日から事業を実施するまでの間に定款の変更を行うということを聞いております。

また、事業計画書の提出ということでございますけれども、これは小豆島町の情報公開条例等の部分に当てはまる部分がございますので、全体を提出というふうなことは難しいかと思えます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） それはちょっとおかしいと思いますね。議会の議決を経るための議会への資料として、それは必要なことなんでしょう。情報公開云々の前に。それと、審議会の中で当然申し出が2社あるわけですから、その中でそれぞれの会社の事業内容なり審議する上で不可欠なんですよね。その段階で、定款の商業目的の中にそれが入ってないにもかかわらず、そこで認めるということはおかしいですよ、それは。過去の経験からしても、実績からしても、広告社がそういうふうな経験もないのに申し出すということ自体も審議会の中で、そういうふうな問題、疑問点は出なかったんでしょうか。

それと、売り上げが減ってきたと、半分ぐらいになってきたという中で、今現在、いつからかわかりませんが、映画村の中でもその漁師村の販売店と商品と競合するものも、映画村の中での公社の直接の販売において競合しているという商品もあるというふうに聞いておりますし、やっぱりそこを継続できるようなバックアップなり、配慮なりを公社のほうやるべきだと思うんですね。やはりオフの場合は当然観光客が少ないし、そういう経営的にも大変厳しいというふうなこともお聞きしておりますが、やはりそういう中で競合するものを公社が取り扱っていく、そういう配慮のなさっていうのが、今後経営する上で

非常に問題だと思うし、果たして5年間やり得ることができるのかという非常に疑問も残ります。そういう点で、映画村そのものも中の空き店舗も今現在ある状況の中で、ここはやはり町としても、指定管理を行う小豆島町として、十分にいろんな角度からこれをどうするか、最大のやっぱり観光地のメインですから、映画村のエリアは。ですから、そういう点においては、今回の指定管理者の指定についても非常に問題があるというふうに思います。

もう一点は、表には漁業組合となっておりますが、実質的にはその漁業組合がタッチしてないと、個人の方がやってるというふうにも聞いております。つまり、漁業組合との契約があっても、実質は漁業組合が個人に委託してるというふうなことも聞いております。実態としてはそういうふうなことですから、やはりここらが、観光地で今後本当にやっていかにかいかんという中で、成り立つ方法をやっぱりもっと真剣に審議すべきだというふうに思いますが、その点について答弁をお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 今後、ずっと継続できるのかというような心配というようなことをございますけれども、先ほども言いましたように審議会の中で総合的に十分審議し、寺下広告社で頑張っていたとというふうなことで決定をいたしました。そういうふうな中で、今後町としましても今まで以上に、先ほども申しましたけれども、安定して管理ができますように町もバックアップし、なおかつ監査指導していくというふうに考えております。

また、漁協がやめてタッチしていないというふうなことをございますけれども、一応漁協につきましては漁協が責任を持ってやっておると、そしてなおかつ漁協がやってきたことについてはそういうふうなことで管理をしていくということで聞いております。

（11番村上久美君「さっきの定款にうたわれていない状況の中で、そのことについてどう判断してるの」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 定款につきましても、先ほど申し上げましたように決定までに定款の土産物販売についてのあれを盛り込むというふうに聞いておりますので、そ

れで対応していきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） やはり、申し込む側として、準備としてそういう8月19日に解除があったわけで、今回の臨時議会においてこの指定を受けるといふ、この期間がある中で、会社のほうとして定款の内容を変更するというふうなことは当然やっぱりあるべき姿だと思います。それを抜きにして、この条例の中の事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していることに値しないんじゃないかと。副町長もそのとき委員としてのメンバーですよ。そこについてはどう判断されたんですか。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 議員の質問の意図がわかりかねますが、起業をしようと若い者が意気込んでプレゼンをしてくれました。当然議決があつての正式決定でございますから、議会を軽視したようなことはないと思いますが、当然議決をされておまへのところに指定管理者として指定するぞと、それから準備をするのが当然だと思います。

とにかく若い者にかかけたいと、意気込みにかかけたいという気持ちをわかってもらいたいと思いますが、そういった芽を摘むようなご質問に対しては少し疑問を感じます。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質問。6番森議員。

6番（森 崇君） 観光客が減ってる状況の中で、みんなの決意があると思うんですけど、町側、僕らも含めて町とかの支援とか宣伝、これはもう全く無関係で任したぞという格好になるんでしょうか。それだけお願いします。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 町側の宣伝ということでございますけれども、漁師村は映画村のほうの前でございますことから、映画村がどんどん宣伝をしていただいたことに

よって漁師村のほうも相乗効果が上がっていくと考えております。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 起業家ということですが、小豆島町では起業が支援の事業があります。その部分に関して、その事業者なりにこういうふうな制度がありますよというふうな部分で応援していく考えはありますか。その辺のことをお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 安井議員の言うように、そういうふうな町の補助制度があるというようなことを情報提供していきたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 確認というか、今回の公募の募集要項、その中身といつからいつまでの期間でどういう形で公表していたのか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 公募につきましては、10月21日から11月18日の期間で募集をいたしました。町のホームページと掲示板で公告をしております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

（12番鍋谷真由美君「公募の要綱っていうんか、要件について」と呼ぶ）

農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 要綱につきましては、ホームページ等に掲示をいたしました。まず、施設の概要とか管理の基準、また管理者が行う業務や指定の期間、管理に関

する経費、応募資格、公募手続などについて要綱をホームページに掲載しております。
また、掲示板にも掲載いたしました。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） その公募をされて2社ということで、もう1社との違いがどれぐらい、どういうふうなことで、それは審議会の中の情報で我々には公開できないのかもわかりませんが、そのあたりでなぜ2社のうち、こうして寺下広告社が決まったという点ははっきりわかりますか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 選定の方法でございますけれども、計画書に基づき、先ほど副町長が言いましたプレゼンテーションを行い、各委員さんが採点をいたしまして、その採点に基づき1社を選定したということでございます。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） それで、今まで漁師村に関してはずっと漁協のほうやってきたんで、2社というのは今回初めてだと思うんですけど、それで問題はないんですね。審議会で決定されたら、今議会で議決を得たら、もうそれで問題はないというふうな考えでいいんですかね。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 議会の議決を得れば問題ございません。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） もう1社のほうから異議申し立てというふうな文書がきておるといような話を聞いておりますが、そのあたりのことは問題はないんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） それにつきましては、昨日取り下げがあったというふう
に聞いております。昨日、住民監査請求は取り下げられました。

議長（秋長正幸君） 規約によりまして一応3度の質問でございますが、特別でござい
ます。認めます。3番大川議員。

3番（大川新也君） そういうふうな経過も、やっぱりこの議会で出していただかない
と。ただ、審議会で決まりました、はい、ほいで承認くださいというのは少しおかしいんじ
ゃないですか。そういうふうな文書を、私は話を聞いただけで実際にその文書を見てない
ですし、議員さんの中で見られとる方もおいでと思うんですけど、そんなふうに秘密に
せないかんことなんですかね、それ。こういうふうな申し立てがあって、その経過もやっ
ぱりこの議会で発表していただいて、それで承認するというふうな、なぜそういうような
異議申し立てが出てきたのか、その理由とかそういうなんもやっぱり我々も知りたいし、
内密でそれで済まされて、もう取り下げになったからそれでおしまいですっていうので
は、ここで議会で承認する値打ちがない。審議会で決まったらそのとおりなんですとい
うんでは、ちょっと納得ができないんですけどね。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 最終的には議会にお願いをするというふうな形になります
けれども、いろいろな請求があったというふうなことは監査委員への請求でありまして、
なおかつ私もきのう監査委員からいろいろと経過を聞かれました。その中で取り下げがあ
ったということを聞いております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第3号 平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）

議長（秋長正幸君） 次、日程第5、議案第3号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第3号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町一般会計補正予算（第7号）で追加補正をお願いいたします額は、2億2,878万円でございます。款ごとの補正額は、総務費142万5千円、農林水産業費121万8千円、教育費2億2,613万7千円となっており、あわせて地方債の追加もお願いすることとしております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第 3 号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 6 ページをお開き願います。

今回の補正予算は、国の 3 次補正を活用いたしまして、町内各小学校の耐震改修事業の前倒し実施と町内小学校 4 校の空調設備の設置が大部分を占めております。

それでは、議案のほうを説明させていただきます。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 2,878 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 84 億 3,044 万 9 千円とするものであります。

第 2 条は、地方債の追加でございます。

8 ページのほうをご覧くださいと思います。

第 2 表地方債補正のように、4 つの事業を追加するものであります。なお、星城小学校と苗羽小学校分につきましては今回新たに創設された緊急防災・減災事業債を活用するもので、この起債は充当率 100% で、後年度に補助分として 80%、単独分で 70% の元利償還額が交付税に算入されるものでございます。

なお、安田小学校と池田小学校の空調設備関係の部分につきましては、合併特例債の発行を予定いたしております。

それでは、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 7 号）説明書の 5 ページ、6 ページをお開き願います。

まず、歳入の補正であります。

14 款国庫支出金、2 項 4 目教育費国庫補助金、1 節小学校費補助金 7,251 万 9 千円であります。これは、冒頭にも申し上げました国の 3 次補正にかかわる学校施設環境改善交付金であります。補助率は、耐震改修分が 2 分の 1 または 3 分の 2、空調設備分が 3 分の 1 となっております。

次に、15 款県支出金、2 項 5 目 1 節農業費補助金 60 万 9 千円につきましては、高品質園芸作物生産拡大条件整備事業費補助金の追加配分があったため、本補助事業を活用いたしまして露地栽培の菊を全面ネットで覆うネットハウスを整備する財源となるものでございます。

次に、17 款寄付金、1 項 1 目 1 節一般寄付金 142 万 5 千円であります。これは、地域振興及び災害支援のため町内企業また個人から 9 件の寄付があり、これを受け入れし一般財

源とするものであります。

次に、18款繰入金、1項11目1節園芸特産振興対策基金繰入金60万9千円につきましては、県補助金でも申しあげました露地栽培の菊のネットハウス整備に対する町補助分の財源として繰り入れするものでございます。

次に、19款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金251万8千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をこちらで対応しております。

21款1項6目教育債につきましては、冒頭でご説明申し上げたとおり、国の3次補正を活用して実施する各小学校の耐震改修事業と空調設備の設置事業の財源として起債、町債を発行するものでございます。以上、歳入の補正額合計は2億2,878万円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

2款総務費、1項7目企画費、19節負担金補助及び交付金12万5千円であります。琴勇輝後援会補助金につきましては、歳入でご説明申し上げました地域振興に対する一般寄付金の一部相当額を後援会に補助するものであります。

2款1項10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金100万円であります。こちらも、歳入でご説明申し上げました町内の個人から地域振興のために寄付がありましたので、同額を馬木自治会に自治会振興補助金として交付するものであります。

2款1項17目災害支援費30万円であります。これも、東日本大震災で被災いたしました大槌町の支援のため町内の個人から寄付がございましたので、同額を大槌町へ寄付金として支出しようとするものでございます。

6款農林水産業費、1項4目園芸振興費、19節負担金補助及び交付金121万8千円であります。これも歳入でも申しあげましたが、町内3地区で実施いたします露地栽培の菊のネットハウス整備に対し、県補助金に基金を財源とした町補助分を加えまして事業者に補助しようとするものでございます。補助は、県3分の1、町3分の1というふうになってございます。

10款教育費、2項1目学校管理費、11節需用費65万9千円であります。星城小学校では、本年4月から特別支援学級の生徒が8名から9名に増加する見込みでございまして、県の定める基準に基づきまして特別支援学級を1学級増とする必要が生じたため、現在使っております教室をパーティションで区切るなど、2教室として使用するための改造を行うものであります。

次に、13節委託料823万2千円と15節工事請負費2億1,724万6千円につきましては、冒頭にも申し上げましたように国の3次補正を活用し、星城小学校と苗羽小学校の耐震補強工事と安田小学校と池田小学校を加えた町内4小学校のすべてに空調設備を設置するもので、これに要する設計監理委託料と工事請負費を計上しております。以上、歳出予算の補正総額は2億2,878万円となっております。

これで平成23年度一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 小学校の空調設備設置工事、これの中身、全教室になるのか、どういう形になるのか。安田と池田の監理委託料が随分違ってて、空調設備設置工事の金額は余り変わらないんですけども、その辺の説明をお願いします。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 設置の部屋につきましては、現在普通教室及び特別支援教室のみの設置としております。それで、先ほど委託料の件で安田小学校と池田小学校の委託料の差が非常に大きいと言われたんですけども、これにつきましても池田小学校につきましては8クラスプラス特別支援教室1クラスで設置します。安田小学校につきましては、特別支援教室に既にもう空調がついておりますので、普通教室6クラスのみを設置いたしますので、そういった関係で設計監理委託料に差が発生している状況となっております。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 8ページなんですけど、耐震、いろんなことを、これはいいことなんですけど、物事はハードとソフトでないといかんと思うんです。今回の東日本大震災で、学校がみんな助かったぞというんは津波の訓練があったと思うんです。そういう意味では、この耐震がオーケーなんですけど、そういうソフト部分といいますか、そういうことの計画というのは今あるんでしょうか。それだけお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 一応、これまで大震災が起こる前につきましては震災対策での避難訓練等は行っておりませんでしたけども、大震災後につきましては震災を交えた避難訓練を各学校とも行っております。ただ、回数につきましては、学校から避難していくというものにつきましては、現在のところ年1回ということになっております。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） それ、全部の学校がやってるんやったらどっかでまた教えてもらいたいと思うんですけど、どうですか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 幼稚園につきましては、毎月避難活動等を行っておりますので、現実的に幼稚園である場合をまた森議員にお教えしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） これを運用する場合に、設定温度はぬくめるんも冷やすんも何程度ぐらいに設定するのかということと、あとそれに要るランニングコストというのはどれぐらい計算しとんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 一応、学校環境に係る基準としましては、温度につきましては10度以上30度以下が望ましいということになっております。そういった関係で、現在のところ各学校とも30度を超すような状態ですので、30度を下回る温度、それで通常の

冷房につきましては一般的に28度設定となっておりますので、それを守っていきたいかと思っております。

それから、ランニングコストにつきましては、各学校とかそんなんではわからないんですけども、年間で40万円から60万円くらいあるのではないかなと試算しております。まだ、これも試算の段階でありまして、完全にそれだけとは考えておりません。以上です。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） 参考までに、小学校は空調をすべて、町内の幼稚園の状況はどんなですか。全教室についてという、そういうふうなところなんですか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 幼稚園につきましては、今のところ預かり保育をする教室のみについております。それで、幼稚園の設備につきましては、今後幼稚園とか保育所をどう持っていくかといった方向性を来年度で決めていこうと考えておりますので、今のところ幼稚園につきましては現状のままということで対応したいと思っております。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） この工事はいつ行う予定なんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 23年度の国の補正予算が11月に決まったわけですので、当然ながらすぐに工事を実行することはできません。それで、24年度に繰り越して夏休みに工事を行うというのが通常でございますので、その間でないと子供がおる状態での耐震補強工事等はできませんので、それにあわせてやりたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。  
これをもちまして平成24年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員